これは相続発生時、負債の方が多ければご遺族は相続放棄することを念頭に置いた考え方です。相続放棄するとご主人名義の家や預金などの財産も全て失います。しかし相続放棄しても生命保険の受け取る権利は無くなりません。あらかじめ現金を保険に入れとくことで、ご主人が亡くなった時に死亡保険金を受け取り、ご遺族の生活を死亡保険金で建て直すことができます。

法人が事業資金を借入れする場合、社長は連帯保証人となります。
この保証債務も相続財産に含まれます。
到底完済しきれないほどの借入金を抱えた会社の経営者には、万一の場合にはご遺族には相続放棄してもらうことを前提に、ご家族の生活を守るための個人保険に加入することをお勧めしています。

一般的な保険の契約形態は「契約者 夫、被保険者 夫、死亡保険金受取人 妻」という相続税課税パターンですが、これは相続税のかからないご家庭の話です。相続税がかかる特別なご家庭は相続税課税パターンで保険に加入してはいけません。

相続税のかかるご家庭がこの契約形態で加入しても良いのは生命保険の非課税枠<法定相続人の人数×500万円>の範囲までです。
例えば夫、妻、子二人のご家庭なら1500万円までです。それ以上に加入しても相続税の税率のバーを引き上げてしまうだけです。

相続税のかかるご家庭は「契約者 子もしくは妻、被保険者 夫、 死亡保険金受取人 子もしくは妻」という一時所得課税パターンで加入するのが望ましいです。
しかし一次相続において妻は財産の半分もしくは1億6千万円の大きいほうまで相続しても相続税がかからず、相続税がかかるのがお子様であることを考えると「契約者 子、被保険者 夫、死亡保険金受取人 子」の契約形態で加入するべきです。

この契約の保険料は夫の口座から支払ってはいけません。その保険料をお子さんに贈与し、お子様の口座から保険料を支払う必要があります。

一時所得課税パターンの契約は相続税課税パターンお契約に比べより多くの資金を手元に残すことができます。

例えば1億円の死亡保険金を受取るのに保険料を5千万円支払ったとします。
相続税課税パターンの契約では受取った1億円に相続税がかかります。
しかし一時所得課税パターンの契約では受取った1億円から支払った保険料5千万円と基礎控除50万円を引いて、4950万円さらに１/２の2475万円が所得税の課税対象となります。

相続税の納税資金の準備を目的として保険に加入したとしても、ちょっとした契約形態の違いで両者の間では雲泥の差が生じます。

（以上）

社会奉仕基金 2,972円　《会報編集委員》沖 昌彦・柳 孝実 ・織田 証

2016－2017年度

国際ロータリー第2790地区第12分区

松戸北ロータリークラブ

人類に
奉仕する
ロータリー

四つのテスト

言行はこれに照らしてから
１・真実かどうか
２・みんなに公平か
３・好意と友情を深めるか
４・みんなのためになるかどうか

第2155回　例会 2017年5月24日（水）

■国際ロータリー会長　ジョン F. ジャーム　■例会日－ 毎週水曜日12：30より（第1例会18：30）
■第2790地区ガバナー　青木 貞雄　■例会場－ 流山市前ヶ崎717「柏日本閣」
■第12分区ガバナー補佐　小倉純夫　■事務所－ 松戸市八ヶ崎1-11-13 ｻﾝﾗｲｽﾞﾊｲﾂ101
■松戸北ロータリークラブ会長　森谷 充伯　■TEL/FAX－ 047-711-5950 / 047-711-5910
■松戸北ロータリークラブ幹事　渕上 啓太　■Web/Mail－ www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp

＜第２１５５回：例会プログラム＞

12:30	点鐘	森谷充伯会長
	ロータリーソング斉唱	
	【♪我等の生業】	
12:33	お客様紹介	平田洋一会長エレクト
12:35	会食	
13:00	例会再開	
	会長挨拶・理事会報告	森谷充伯会長
	幹事報告	渕上啓太幹事
13:05	会員卓話	柳孝実会員
13:25	【委員会報告】	
	■社会奉仕委員会　社会奉仕基金発表	髙崎卓哉委員長
	■ニコニコ委員会　本日のニコニコ発表	小林辰幸委員長
13:30	点鐘	森谷充伯会長
13:40	クラブ研修	

＜会長挨拶・報告：森谷充伯会長＞

皆様 こんにちは

先週は、松戸クラブ主催の５クラブ親睦ゴルフ大会が開催され、当クラブでは「ゴルフ同好会のコンペを兼ね夜間移動例会」となりました。私自身は、都合により欠席させていただきました。ゴルフ同好会の皆様及びプログラム委員会の皆様におかれましては ”お疲れ様でした”

今回の欠席も「ＨＫＴＤＣ：香港貿易発展局」主催の香港国際医療機器フェアの見学及び市場調査が目的でした。少しビックリした事は、日本のメーカーブースがひとつもない事でした。日本の最先端医療機器が展示されていない事は、香港市場が医療マーケットとして魅力を感じないのか欧米のメーカー等々に制覇されているのか微妙なところでした。 ”クラブの皆様には、度重なる欠席をお詫び申し上げます”

尚、翌日には、ロータリー農園にて「芋の苗付け」が行われましたが、事前に「齋藤会員と次年度社会奉仕委員長」を中心に畝立作業を行ったそうです。渕上幹事及び小澤会員からは、耕うん機の取扱いに慣れていないので力任せで作業をし筋肉痛との報告がありました。その様な重労働を長年「齋藤会員」にお願いしていた事に「渕上幹事」の言葉で気付かされました。”齋藤会員に深く敬意と感謝を申し上げます”

そこで思い出される事は、ＲＩ決議 23－34 です。「ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は「超我の奉仕」 “Service above self"の哲学であり、これは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」“He profits most who serves best"という実践的な倫理原則に基づくものである。」と定義しています。

すなわちロータリーには二つの理念があり、その一つはシェルドンが提唱した「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」“He profits most who serves best"のモットーで表現される職業奉仕の理念であり、もう一つは、他人のことを思い遣り、他人の為に尽くすという「超我の奉仕」“Service above self" の人道的奉仕理念だと表現できます。

その様な表面にでない日本人特有の気質に「本来の奉仕活動」哲学を感じました。

WEEKLY REPORT

＜幹事報告：渕上啓太幹事＞

■「ハイライトよねやま」、「相馬市中間報告」を回覧いたしましたのでご覧ください。
■6月の例会臨時変更のお知らせ
松戸ロータリークラブ
6月14日（水）親睦旅行移動例会に変更
場所：鴨川スパホテル三日月　千葉県鴨川市内浦2781
点鐘：18:00
■先週5月14日、18日とロータリー農園での作業にご参加いただき誠にありがとうございました。
■本日例会終了後、クラブ研修会を開催いたします。対象のメンバーの皆様、宜しくお願い致します。

＜会員卓話：目から鱗の保険活用：柳孝実会員＞

今日は目から鱗の保険活用というテーマでお話させていただきたいと思います。
皆様の中でもご自宅で犬や猫を飼っているという方は大勢いらっしゃると思います。そんな犬を飼っているあるご家庭での出来事です。お客様の外出中に犬がゲージを飛び越え、室内で糞尿や嘔吐物を撒き散らし、フローリングの床には取れない染みができてしまい、障子も破られ、柱も噛み付いてボロボロになってしまいました。このような時、多くの方は自費で修理をしてしまうかもしれませんが、実はこの事故に対し火災保険で修理費を約100万円お支払いたしました。

またあるご家庭では母親が目を話した隙に、お子様が壁紙にボールペンで落書きをしてしまいました。多くの方は子供のやったことだからしょうがないと、落書きの残ったまま諦めてしまうかもしれません。このケースでも火災保険で壁紙の張替え費用約10万円お支払いたしました。

火災保険は不測かつ突発という特約を付けるだけで、火災だけでなく、日常の様々なことを保障する保険になります。また同じ保険に加入していても、保障対象となることを知らなければ請求することはできないので、自分の保険がどういう時に役に立つのか知っておくことは大切です。

生命保険においても同様のことが言えます。
法人契約でよく見られる貯蓄性のある長期平準定期保険に1億円加入しているケースを考えてみます。その方が65歳でガンに罹り、余命1年と宣告されたとします。その時の解約返戻金が5千万円だった場合、解約して5千万円受け取り、治療費などに充てるか、亡くなった時に1億円遺族に残すかとても悩まれると思います。このような場合、1千万円を契約者貸付で借入れして治療費などに充当し、亡くなった時に借入金1千万円を差し引いた9千万円を死亡保険金として受け取るという方法が一般的かもしれません。しかし条件が整えば解約返戻金5千万円と死亡保険金1億円を両方受け取れる方法もあります。これは保険会社によってできる会社、できない会社はありますが、仮にできる会社で加入していたとしても、担当者にその知識がなければできません。同じ保険に加入していても結果が同じとは限らないのです。

『もしご主人が資産より負債のほうが多ければ、金目のものは全部保険に入れておくと良い』

（次ページ）